

## スポーツ・インベストメント/M&Aに関する最新動向① ～スポーツチームに対する出資・M&Aに伴うデュー・ディリジェンスにおける 留意点

スポーツビジネス・ローニューズレター

2024年8月16日号

執筆者:

稲垣 弘則  
[h.inagaki@nishimura.com](mailto:h.inagaki@nishimura.com)

小幡 真之  
[m.obata@nishimura.com](mailto:m.obata@nishimura.com)

坪野 未来  
[m.tsubono@nishimura.com](mailto:m.tsubono@nishimura.com)

村松 祐哉  
[y.muramatsu@nishimura.com](mailto:y.muramatsu@nishimura.com)

### 目次

- I スポーツチームに対する出資・M&A
- II DDにおける留意点
- III おわりに

## I スポーツチームに対する出資・M&A

近年、DXを活用したスポーツビジネスの収益力向上に伴い、スポーツ・インベストメントに注目が集まっています。特に、試合放映権料の高騰により、米国のメジャープロリーグでは直近5年間で企業価値が倍増するチームも複数現れる等、人気の高いスポーツチームの企業価値は大きく上昇しています。その結果、スポーツチームを対象とした出資・M&Aが活発化しており、投資ファンドや機関投資家の参入も相次ぐ状況にあります。欧米を中心に巨額の取引が行われており、特に高額な例でいえば、2023年に買収されたNFLのワシントン・コマンドースの事例（60億5000万ドル）、2022年に買収されたイングランド・プレミアリーグのチェルシーFCの事例（42億5000万ポンド）が挙げられます<sup>12</sup>。特に、買収価格が30億ドルを超える大規模な買収は直近3年間に集中しており、大規模な出資・M&Aが加速していることが指摘できます。スポーツチームを対象とした出資・M&Aは日本においても拡大しており、例えば、2024年7月27日には、レッドブルが、NTT東日本からJ3クラブの大宮アルディージャを買収することで大筋合意したことが報道され<sup>3</sup>、大きな話題となりました。

スポーツチームに対する出資・M&Aに際しても、通常の民間企業に対する出資・M&Aと同様に、事前の法務デュー・ディリジェンス（以下「DD」）により、出資・M&Aの可否を判断するほか、潜在債務を含む出資・M&A後の各種リスクを把握した上で、最終契約における価格や条件に反映することが必要不可欠とな

<sup>1</sup> 「ダン・スナイダーとジョシュ・ハリス・グループがコマンドース売却に合意」（NFL JAPAN、2023年4月14日）  
(<https://nfljapan.com/headlines/87925>)。

<sup>2</sup> 「チェルシー買収完了、新オーナー「目覚ましい成功の歴史」築く」（AFP、2022年5月31日）(<https://www.afpbb.com/articles/-/3407536>)。

<sup>3</sup> 「レッドブル、Jリーグ参入 J3 大宮アルディージャを買収」（日本経済新聞、2024年7月26日）  
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC249B70U4A720C2000000/>)。

ります。もっとも、スポーツチームの場合には、スポーツ固有の収益構造、組織体制、リーグ、選手、選手会を含めたステークホルダーとの関係等が存在するため、DD においては、通常の民間企業に対する出資・M&A とは異なる視点から検討すべき点が多々あることに留意する必要があります。そのため、本ニュースレターでは、これまで着目されることが少なかった日本のスポーツチームに対する DD における留意点について概説します。

## II DD における留意点

### 1. 出資・M&A の可否に関する留意点

多くのスポーツチームは、そのスポーツを統括するリーグに加盟し、当該リーグの主催する試合に参加しているため、当該リーグの規約等を遵守する必要があります。規約等には、各リーグ（日本プロフェッショナル野球組織<sup>4</sup>（以下「NPB」）、ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」）、日本プロサッカーリーグ（以下「Jリーグ」）等）への参加要件や、各ディビジョン（J1、J2、J3等）の資格要件等が定められているところ、要件の中には、外資規制が含まれている場合や、株主の変動について事前承認が必要となる場合がありますので、出資・M&A の可否を判断するに当たって特に注意が必要です。

外資規制の例でいえば、日本プロフェッショナル野球協約（以下「野球協約」）では、NPB に「参加する球団は、発行済み資本総額 1 億円以上の、日本国の法律に基づく株式会社でなければならない」とされ、その「発行済み資本の総額のうち、日本に国籍を有しないものの持株総計は資本総額の 49 パーセントを超えてはならない」ものとされています（野球協約 27 条、28 条 2 項）。また、B リーグ規約においても、「日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であること」が B1・B2 リーグの資格要件とされています（B リーグ規約 12 条 1 項 1 号、13 条 1 項 1 号）。他方、J リーグ規約においては、「日本法に基づき設立された株式会社または公益社団法人であること」が資格要件となっており、株式の保有者に関する規制はありません（J リーグ規約 14 条 2 号、15 条 2 号、16 条 2 号）。

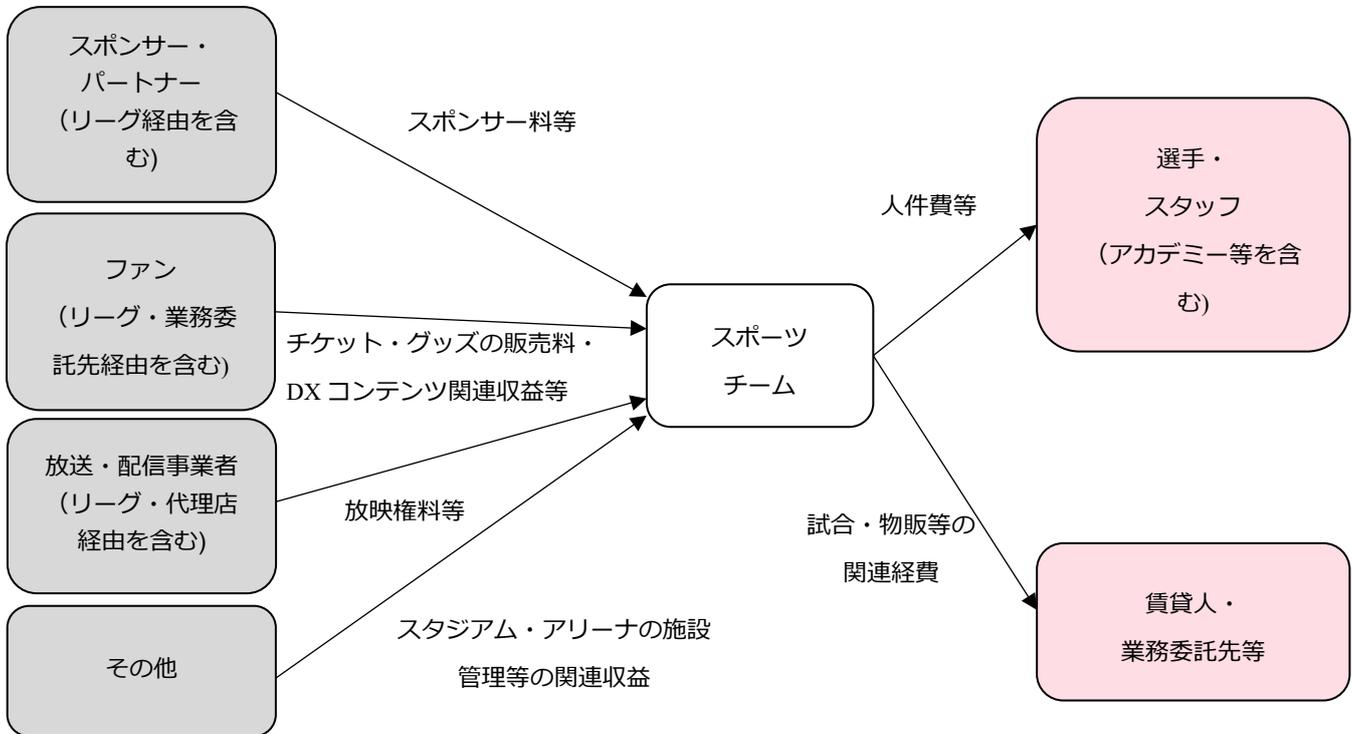
事前承認の例でいえば、野球協約では、参加資格の譲渡または球団保有者の変更（発行済み株式総数の 49% 超の取得、筆頭株主の変更、実際上の保有者の変更）をしようとする場合には、実行委員会及びオーナー会議の事前承認を要するものとされています（野球協約 31 条 2 項各号、32 条）。また、B リーグ規約では、発行済み株式の株主を変更した結果として、変更後の発行済み株式総数に対する持株比率が 5% を超える株主が新たに発生した場合等には、理事会の事前承認を要するものとされているほか（B リーグ規約 26 条 3 項各号）、J リーグ規約でも、総株主の議決権（潜在株式にかかる議決権を除く）の 15% 以上の議決権を自己の計算において有する株主が新たに発生する場合等には、株主の適正性についてのチェアマンの事前承認を要するものとされています（J リーグ規約 29 条 2 項各号）。

このようにリーグごとに要件は異なるため、それぞれのスポーツチームの所属するリーグの規約等を確認し、出資・M&A の可否について検討する必要があると考えられます。

<sup>4</sup> 一般社団法人日本野球機構の内部組織として位置づけられ、セントラル野球連盟及びその構成球団とパシフィック野球連盟及びその構成球団を構成員とする組織です（野球協約 1 条 1 項）。

## 2. 契約に関する留意点

スポーツチームに対する DD を行うに当たっては、商流・契約の概要を把握するとともに、それぞれの事業リスクを整理することが求められます。一般的な日本のスポーツチームの場合、下記商流図に記載の収益・費用が主要項目として挙げられます<sup>5</sup>。以下では、主要項目ごとの留意点について概説します。



### (1) スポンサーシップ・パートナーシップに関する事項

日本のスポーツチームにおける主要な収益源としてスポンサー収入が挙げられます。例えば、J1リーグの場合、J1クラブの営業収益の5割程度がスポンサー収入によって賄われています。このため、スポンサーシップ・パートナーシップに関する契約は特に重要な契約として、チームとスポンサー・パートナーとの間の権利義務（知的財産権のライセンスを含む）の内容を把握し、違約金等の不利な条件の有無、リーグ規約等の違反の有無、モラル条項の有無をはじめとした契約解除のリスク等を確認することが必要になります。

近年では、スポンサーシップは、欧米を中心に「戦略的パートナーシップ」という言葉に置き換えられ、企業とスポーツチームが対等な立場でお互いにメリットを享受する価値を創り出す関係に発展しているといわれています<sup>6</sup>。これを受け、企業とスポーツチームとの間の契約においても多様な権利義務が設定されるようになってきています。例えば、契約において選手の肖像やデータ等を活用することを前提とした権利義務を設定するような場合にはそれぞれの帰属・許諾主体等の権利関係を整理する必要があるほか、ヘルスケア事業等により選手のパーソナルなデータを活用するような場合には個人情報保護の観点からもリスクがないか

<sup>5</sup> その他、選手の移籍金や成績に応じた賞金等による収益もありますが、本ニューズレターでは割愛しています。

<sup>6</sup> 詳細は稲垣弘則＝小幡真之「スポーツスポンサーシップの類型と今後の課題-スポーツに関する価値算定の意義・手法を中心に」（ビジネス法務、2024年2月号）112頁以下参照。

を確認することが考えられます。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた際には、不可抗力によって試合が中止となった場合のスポンサー料等の処遇について問題となったケースが存在しますが、今後も地震等の不可抗力事由は生じ得るため、あらためて不可抗力事由が生じた場合における契約上や法令上の整理を確認しておくことも重要であると考えられます。

加えて、スポーツチームにおけるスポンサーシップ・パートナーシップに関する契約は、経営陣やスタッフとの契約外の属人的な関係によって成り立っているケースも多く見受けられます。そのような場合には、インタビュー等により属人的な関係の継続可能性について確認することも重要であると考えられます。

## (2) チケット・グッズの販売、DX コンテンツに関する事項

チケット・グッズの販売料も、スポーツチームにとって大きな収入源の 1 つとなります。通常は、チケット販売のプラットフォームの利用に関する契約や、業務委託先との間の製造・販売委託に関する契約が存在するため、通常の民間企業に対する出資・M&A と同様に当該契約の内容を把握し、代替性の有無、契約解除のリスク等を確認することが必要になります。

特にチケットの販売に関しては、スポーツチームがチケット二次流通サービスの事業者と契約している場合、チケット不正転売禁止法<sup>7</sup>との関係が問題となり得ます。例えば、契約相手方である事業者が（スポーツ以外含めて）チケット不正転売禁止法に抵触し得る行為を行っている場合、代替性の低い事業であることから代替先の確保が困難となることが見込まれる上、スポーツチームのレピュテーションを毀損するリスクも想定されます。そのため、対象となるスポーツチームがチケットの二次流通サービスを活用している場合には、二次流通市場の契約関係や契約相手方の事業者による同法違反の可能性の認識・確認の有無等をヒアリングすることが考えられます<sup>8</sup>。

また、スポーツチームが DX コンテンツに関するビジネス（NFT、スポーツトークン等のテクノロジーを活用した新しいビジネス）を行っている場合には、当該ビジネスの内容や態様に応じて、金融商品取引法上の有価証券規制、あるいは、資金決済法上の暗号資産規制、為替取引規制、前払式支払手段規制等の対象となる可能性があります。また例えば、デジタルコンテンツのパッケージ販売、ガチャ販売その他のランダム型販売も、二次流通市場の併設が伴う場合などにはその内容や態様に応じて、刑法上の賭博罪に該当する可能性があります<sup>9</sup>。特に新しいサービスについては法的整理が難しい部分も多いことから、ビジネスの内容を正確に把握し、当該ビジネスが有する法的リスクを適切に検討することが重要であると考えられます。

<sup>7</sup> 正式には特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律といます。

<sup>8</sup> チケット不正転売禁止法の成立の背景、その概要等については、稲垣弘則=須河内隆裕「チケット不正転売禁止法の施行とスポーツ業界におけるビジネス動向」（西村あさひ法律事務所スポーツビジネス・ロー・ニュースレター2019年9月17日号）参照。

<sup>9</sup> NFTのランダム型販売については、2022年9月20日付でスポーツエコシステム推進協議会（2023年7月に一般財団法人化）が公表した「スポーツコンテンツを活用したNFTパッケージ販売と二次流通市場の併設に伴うガイドライン」、並びに、2022年10月12日付で同協議会及び複数のブロックチェーン業界団体が合同で公表した「NFTのランダム型販売に関するガイドライン」において適法なビジネスモデルの類型が整理されています。両ガイドラインの概要については、平尾覚、稲垣弘則、廣瀬香、岩谷雄介、堤直久「NFTのランダム型販売等に関するガイドラインの策定動向について」（西村あさひ法律事務所スポーツビジネス・ロー・ニュースレター2022年10月24日号）参照。

### **(3) 放映権に関する事項**

スポーツチームの 3 つ目の収益源として、放映権料が挙げられます。放映権（テレビ放映権及びインターネット配信権を含む）は法令上や裁判例上で認められた権利ではありませんが、放映権が取引対象となるような大会や試合においては、実務上、選手と所属チーム・リーグ・協会との契約や規約等において、放映権の帰属・許諾主体を明確に規定していることが一般的です。チームが放映権を保有・管理している場合には、放映・配信事業者との間の契約の内容を把握することが重要であり、リーグが放映権を保有・管理している場合には、放映権に関する配分運用ルールを確認するとともに、チームによる放映権関連ビジネスの余地を検討することが重要であると考えられます。

### **(4) 選手その他のキーマンに関する事項**

スポーツチームにおいては、選手が試合の結果やチームの人気を左右するため、決定的に重要となります。スポーツチームと選手との間の契約は、当該スポーツチームの所属する連盟等が定める統一契約書を締結していることが一般的です。もっとも、多くのスポーツチームでは、特に重要な選手との間において、統一契約書とは別の契約や覚書を締結しており、その中で、選手の移籍に関する条項等が定められているケースがあります。そのため、統一契約書以外の契約や覚書の内容を把握し、違約金等の不利な条件の有無、リーグ規約等の違反の有無、契約解除のリスク等を確認することが必要になります。また、外国人選手に関しては、スポーツチームと当該選手の国外のマネジメント会社やエージェント会社との間の特殊な契約が存在していることもあります。このような場合、当該契約（特に不利な条件の有無）についても同様に確認することが重要であると考えられます。

加えて、監督・コーチや、前記（1）で挙げたスポンサー等と属人的な関係を有する経営陣、スタッフその他のキーマンも、スポーツチームの運営において重要となります。このようなキーマンとの間の契約についても、その内容を把握し、属人的な関係の継続可能性、違約金等の不利な条件の有無、リーグ規約等の違反の有無、契約解除のリスク等を確認することが必要になります。

なお、キーマンとの間の契約に関して、不可抗力事由が生じた場合における契約上や法令上の整理を確認しておくことも重要であると考えられることは前記（1）と同様です。

### **(5) 賃貸人・業務委託先に関する事項**

スポーツチームが利用する不動産の賃貸借契約や外部業者との業務委託契約について、その内容を把握し、違約金等の不利な条件の有無、代替性の有無、契約解除のリスク等を確認すべきことは、通常の民間企業に対する出資・M&A の場合と同様です。また、スポーツチームにおいては、賃料の支払いを伴わない使用貸借の形態によりグラウンド等の施設の利用を行っていることも多く、出資・M&A の実行後の使用継続可能性についても確認が必要となります。

### **(6) その他（スタジアム・アリーナに関する事項）**

ホームとなるスタジアム・アリーナについては、各リーグの規約等において施設に関する要件が定められていることがあるため留意が必要です。例えば、野球協約では、「この組織に参加する球団は、年度連盟選

手権試合、日本選手権シリーズ試合、及びオールスター試合を行うための専用球場を保有しなければならない」とされています（野球協約 29 条）。また、BリーグやJリーグでは、スタジアム・アリーナを所有していること、または所有者との間で公式試合等においてスタジアム・アリーナを使用できることが書面にて合意されていることが Bリーグ<sup>10</sup>や Jリーグへの参加要件とされています（Bリーグ規約 11 条、クラブライセンス交付規則 20 条 2 項、Jリーグ規約 13 条、J1・J2 クラブライセンス交付規則 33 条、J3 クラブライセンス交付規則 8 条）。このようにリーグごとに要件は異なるため、それぞれのスポーツチームの所属するリーグの規約等を確認し、ホームとなるスタジアム・アリーナに関する所有の有無、契約関係・期間、使用継続可能性等を確認することが重要であると考えられます。

また、指定管理者制度（地方自治法 244 条の 2 第 3 項）等の利用により、スポーツチームが公有のスタジアム・アリーナを管理している例<sup>11</sup>も多いことから、そのような場合には、スタジアム・アリーナの施設管理に関する収益構造を適切に把握することも重要であると考えられます。

### 3. コンプライアンスに関する事項

スポーツにおいては、しばしば監督・コーチその他のスタッフからの行き過ぎた指導の結果として、パワハラ、スポハラ（スポーツ・ハラスメント）等の不祥事が問題となっています。また、選手やスタッフのスキャンダルも頻繁に生じており、世間的な注目を浴びやすくなっています。特に米国では、スポーツベッティングを合法化する州が拡大するにつれ、選手やスタッフが八百長に巻き込まれるリスクが表面化しており、ロサンゼルス・ドジャースに所属する大谷翔平選手の元通訳による違法なスポーツ賭博の発覚をはじめ、自身の所属するスポーツチームに関わる試合に賭けていた選手や自身の健康情報等の（スポーツベッティングに利用される）機密情報を漏えいした選手が所属するリーグから追放される事例が発生しています。その観点からは、DD において選手やスタッフの管理体制、不祥事の有無等について確認し、管理不備や不祥事の実態が確認できた場合には原因分析と対応策の内容・結果を把握した上で、スポーツ特有の状況を踏まえたガバナンス・コンプライアンス改善策を検討することが重要であると考えられます。

加えて、外国人選手の税務処理にも留意が必要です。外国人選手は、契約期間が 1 年未満で国内に生活の本拠がなければ非居住者として申告すれば足りませんが、家族が帯同していること等により居住者として申告が必要となる場合があります。その場合には特に所得税についてより高額な税率が適用される可能性があります。近年では、スポーツチームと外国人選手との間の契約で、スポーツチーム側が当該選手にかかる税金を負担する例が多く見られるところ、スポーツチームが慣習上非居住者として申告していたものの、実際には居住者に当たると判断された事例が問題となっています<sup>12</sup>。このような場合、外国人選手の税務処理に関して、スポーツチームの潜在債務のリスクやコンプライアンス上の問題を惹起するリスクがありますので、外国人選手との間の契約及び税務処理の取り扱いについて確認する必要があるものと考えられます。

<sup>10</sup> Bリーグは、2026-2027 シーズン以降、Bリーグ・プレミア、Bリーグ・ワン、Bリーグ・ネクストの 3 部制に移行することとしており、移行後については、各カテゴリーごとに定められた基準（人数規模等）を満たすアリーナを、各カテゴリーごとに定められた日数の使用を確保することが参加要件となっています（2026-27 シーズン B.PREMIER クラブライセンス交付規則 19 条、2026-27 シーズン B.ONE クラブライセンス交付規則 19 条、2026-27 シーズン B.NEXT クラブライセンス交付規則 19 条）。

<sup>11</sup> 例えば、茨城県立カシマサッカースタジアムは J1 クラブの鹿島アントラーズ（の運営会社）が指定管理者として管理を行っています。

<sup>12</sup> 「イニエスタ選手ら 3 人申告漏れ 国税、日本居住者と判断」（日本経済新聞、2024 年 3 月 22 日）  
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUF220ZG0S4A320C2000000/>)

### Ⅲ おわりに

本ニュースレターでは、スポーツ・インベストメントのうち、スポーツチームに対する出資・M&A に焦点をあて、日本のスポーツチームに対する DD における留意点について概説しました。前記 I のとおり、欧米を中心に、スポーツチームを対象としたスポーツ・インベストメントが活発化しており、日本においても同様に、出資・M&A が拡大しています。出資・M&A の大規模化の流れを踏まえれば、今後 DD の重要性はより一層高くなることが想定されます。そのため、スポーツチームに対する出資・M&A を検討する事業者においては、スポーツチームに対する DD についての理解を深めておくことが有益と考えられます。

当事務所は、今後のニュースレターにおいても、スポーツ・インベストメントに関する最新動向とともに、個々のインベストメントにおいて留意すべき事項について解説して参ります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)